

福井県運動器理学療法研究会定款

第1章 総則

第1条 名称

本会は、福井県運動器理学療法研究会（Fukui Musculoskeletal Physical Therapy）と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は、理事会の議決によって定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

本会は、運動器リハビリテーションに関する科学的原理の蓄積、技術の研鑽及び向上に努め、もって福井県内のはじめとする理学療法士の発展に寄与する事を目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 定例研修会、特別講習会等の開催。
- 2) 学術大会の開催。
- 3) 内外の関連学術団体との連絡及び提携。
- 4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員及び会費

第5条 会員の種別

本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 運動器リハビリテーションに関与し、本会の目的に賛同するもの。正会員
- 2) 名誉会員 運動器リハビリテーションの進展に対して多大な寄与をなし、本学会の発展に功労のあったもののうち、代表理事が理事会の議を経て推薦し、総会で承認されたもの。

第6条 入会

本会への入会にあたっては以下に定める。

- 1) 正会員になろうとするものは、所定の手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。
- 2) 当該年度の年会費を納入し、その確認をもって当該半期の正会員となる。
- 4) 名誉会員は理事会により推薦され、本人の承諾により入会する。名誉会員は会費を納める事を要しない。

第7条 会費

本会の会費については以下に定める。

- 1) 本会の会費は1年ごとに支払うものとする。事業年度は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。
- 4) 既納の年会費はいかなる事由があっても返還しない。
- 5) 半年会費は別に定める金額とする。

第8条 資格の消失

本会会員の資格の消失については以下に定める。

- 1) 退会したとき。
- 2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受けまたは法人である会員が解散したとき。
- 3) 除名されたとき。

第9条 退会

本会の退会については以下に定める。

- 1) 正会員が半期中に退会しようとする場合には、理由を付して退会届を代表理事宛に提出しなければならない。
- 2) 正会員が指定された会費納入期間内に年会費を納入しなかった場合には、退会したものとみなす。

第10条 除名

会員が下記に該当する場合、代表理事は総会の決議を経て除名する事ができる。この場合、その会員に対して議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。
- 2) 本会の会員としての義務に違反したとき。

第11条 非会員の取り扱い

本会会員以外の取り扱いについては以下に定める。

- 1) 非会員であっても、本会が主催する学術集會に参加する事ができる。参加にあたっては、定められた参加費を納入する。
- 2) 非会員についても、除名にあたいする行為がなされた場合には、参加を拒否する事ができる。

第12条 正会員の特典

本会正会員であるものは、以下の特典を得る事ができる。

- 1) 定例研修会に無料で参加することができる。
- 2) 特別講習会に優先的に参加する事ができる。

第4章 役員・評議員と組織

第13条 役員

本会に次の役員を置く。

- 1) 代表理事 1名

2) 理事 若干名

3) 顧問 若干名

第14条 役員を選任と任期

各役員を選任と任期については以下に定める。

1) 理事は、理事会において候補者を選出し、総会で選任する。

2) 理事は互選にて代表理事を定める。

3) 理事は代表理事の指名により決定する。

4) 任期は2年とし再任はこれを妨げない。

第15条 役員職務

本会役員職務は以下に定める。

1) 代表理事は本会を代表し、会務を総括する。

2) 理事は代表理事と共に会務の執行を補佐する。代表理事に事故があるときは、会務の執行を代行する。

3) 理事は本会の代表権を有し、理事会を組織して、庶務、財務、渉外、学術等を執行する。

4) 監事は本会の会計および会務の監査を行う。

5) 顧問は本会の目的に賛同する医師又は理学療法士で、必要に応じ会務に関して助言する。選任にあたっては、理事会で審議し、本人の承諾を持って決定する

第16条 アシスタントの選出と職務

1) アシスタントは本会講習会の講師や運営の補助を行う。

2) アシスタントには、経験年数5年以上、当会在籍3年以上、県外学会及び当会学術集会一般演題にて発表経験を有する者が立候補でき、理事会の承認をもって選出する。

第5章 会議

第16条 理事会

本会理事会について以下に定める。

1) 理事会は必要に応じ、年数回代表理事が招集する。

2) 理事会の議長は代表理事が務める。

3) 理事会は3分の2以上の理事の出席が無ければ、その議事を開き議決できない。ただし、当該議事に対し書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者と見なす。

4) 理事会は以下の事項について審議し、総会の承認を得なければならない。

①各種役員を選出。

②事業計画・報告、予算・決算に関する事項。

③会則の変更。

④その他必要と考えられる事項。

第17条 総会

本会総会について以下に定める。

- 1) 総会は年1回、代表理事が招集する。
- 2) 代表理事は必要と認めるとき臨時総会を招集する。
- 3) 総会はこの定款に定める事項について審議し、他本会に必要と認められた業務について議決する。

第5章 会計

第18条 経費の支弁

本会の経費の支弁について以下に定める。

- 1) 会費は監事が管理し、年1回会計報告を行う。
- 2) 収入は正会員の年会費、非会員の参加費、その他事業に伴う収入である。
- 3) 非営利団体として、収益は会員に還元するように支出するが、理事会決議および総会の承認を得て、翌年度に繰り越す事ができる。

細則

第1章 事務局

本会の事務局は、福井大学医学部附属病院リハビリテーション部に置く。

第2章 会費

正会員：正会員の年会費は2000円とする。

第3章 総会の成立要件

総会の成立には、会員の10分の1以上の参加（委任状を含む）を必要とする。

第4章 学術集会における演者

学術集会における研究発表の演者は、原則として本会会員又は福井県理学療法士協会会員に限る。それ会員外の演者に関しては理事会の承認があれば発表可能とする。

附則

変更された本定款は総会の了承を得て、平成29年4月1日より実施する。